

被災商店街等再建支援事業費補助金（商店街災害復旧事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、令和8年熊本地震による災害によって被害を受けた地域において、商店街等組織（以下「補助事業者」という。）が実施する商店街等の施設等の復旧整備事業に要する経費について、補助事業者に対し予算の範囲内において被災商店街等再建支援事業費補助金（商店街災害復旧事業）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、中小企業政策推事業費進補助金（商店街災害復旧事業）交付要綱（20260930財中第1号。以下「国要綱」という。）及び熊本県補助金交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「令和8年熊本地震による災害」とは、令和8年7月28日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。
- （2）「商店街等」とは、商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。
- （3）「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 商店街等を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。
 - ② 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
 - ③ ①又は②に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（交付の目的）

第3条 補助金は、令和8年熊本地震による災害によって被害を受けた熊本県内の商店街等において、アーケードの撤去・改修、共同設備の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等の事業を間接補助事業者が行う場合に、その事業に要する経費の一

部を補助することにより、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、令和8年熊本地震による災害によって損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、商店街等の商機能、コミュニティ機能に不可欠な施設及び設備の復旧のための事業に要する経費であって、知事が補助の対象としたものとする。

2 前項の復旧のための事業であって、令和8年熊本地震による災害以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象とする。

3 第1項及び前項における補助対象経費の区分、補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、令和8年熊本地震による災害により、添付できない書類については、理由書をもって代えることができる。

- 一 補助事業計画書（別紙1）
- 二 工事施工に係る実施設計書の写し
- 三 直近2期の財務諸表
- 四 定款等の写し及び登記事項証明書
- 五 県税の未納が無い証明
- 六 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- 七 地方公共団体からの支援表明書（別紙3）
- 八 受領（見込み）保険金等に関する誓約書（別紙4）
- 九 その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する商店街等組織は、交付申請をすることができない。

一 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等

二 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第5条第2項により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、規則第8条により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、知事に対し別記第3号様式による交付申請取下届出書をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第8条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間又は第21条第2項に規定する財産処分制限期間のいずれか長い方の期間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

第9条 補助事業者は、規則第7条第1項により、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、

各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、これを承認し、別記第5号様式による変更承認通知書を補助事業者に送付するものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、経済産業省又は知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約（契約金額100万円未満のものを除く）の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省又は知事からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 1 2 条 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときにおいては、速やかに、別記第 7 号様式による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 1 4 条 補助事業者は、規則第 1 1 条により、知事が状況報告を求めたときは、別記第 8 号様式により、速やかに遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 1 0 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から 3 0 日を経過した日又は年度内の 3 月 1 2 日のいずれか早い日までに、別記第 9 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 1 6 条 知事は、規則第 1 4 条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 1 0 号様式による確定通知書を補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 2 0 日以内とし、期限内

に納付がない場合は、規則第19条第4項の規定により、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条により補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事は、規則第16条第2項の規定により、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記第11号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第12号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第9条の規定による変更又は第10条の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別紙暴力団体排除に関する制約事項に違反した場合

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、別紙による取得財産管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に別紙による取得財産管理台帳を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、規則第21条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び経済産業大臣が定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記第13号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他必要な事項）

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年10月28日から施行し、同日から適用する。

別 表

補助事業		補助率
補助対象経費の区分	内容	2 分の 1 以内
事業費	アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費、商店街等への来街を妨害するような障害物の撤去費	

- ・ 上記別表の内容には、資材・工事費・設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・廃土費を含む。
- ・ 復旧を行う施設・設備に対して保険金等が支払われる場合は、当該保険金等を差し引いた金額を補助金の交付対象とする。